

昭和廿六年五月廿五日

厚生省の行政機構改革に関する件

一 衛生行政機構を再編成すること

医薬品等に関する行政の強化を図るため
療品局を新設すると共に検疫局を廃止す
ること

二 引揚援護廳を設置すること

引揚援護院と復員局を合体して引揚援護
廳を設置すること

船員職業安定法案要綱

(二三、四、一九)

一、総則

(一) この法律は、何人にもその能力及び資格に應じて公平且つ有効に船員の職業に就く機会を與えることによつて海上企業に対する労働力の適正を充足を圖ることを目的とする。

(二) 職業選択の自由、船員選択の自由を規定すること。

(三) 何人も、人種、國籍、信條、性別、社會的身分、門地、從前の職業、労働組合の組合員である等を理由として差別的取扱を受けることがないこと。

(四) この法律は、船員法による船員及び同法による船員でない者で外國船舶に乗組む者に適用すること。

二、政府の行う船員職業紹介、職業指導及び職業補導

(一) 政府は、船員職業紹介、職業指導等の業務を行わせるために公共船員職業安定所を海運局に設置すること。

(二) 紹介業務の運営につりて求人求職の申込の取扱、紹介の原則、擧議行為に対する不介入等について規定を設けること。

(三) 職業指導は、船員にむらうとする者に対し指示・助言を與えることを主眼とし、必要があるときは適性検査を行うこと。

(四) 職業補導は、運輸大臣の指定する船員教育機関で行うこと。

(五) 公共船員職業安定所は、船員教育機関の行う補導生の選考についてこれに協力すること。

(六) 職業安定所に対する業務の協力及び事務の依頼を規定すること。

(七) 船員保険法に規定する業務の一部を公共船員職業安定所によりて行うこと。

(八) その他附帯業務

三、政府以外の者の行う船員職業紹介事業、船員の募集及び船員勞務供給事業

(一) 政府以外の者が船員職業紹介事業を行ひ得るもの本船舶所有者を代表する団体、船員を代表する団体、船舶所有者、船員を代表する協同の団体又は公益団体に限ること。

(二) 民営の職業紹介事業本、有料ではなく、且つ營利を目的としたいじともに國庫より補助金を受けなむこととする。

(三) 之の他船員職業紹介事業が船員及び公共の利益を増進する如く運営されるためには必要な規定を設けること。

(四) 船員の募集は、文書によるものは自由であるが、その内容を公共船員職業安定所長に通報する義務があることとし、文書以外による募集は許可制とすること。

(五) 募集に対する報酬として金銭その他の財物を給與することは原則として禁止すること。

(六) 運輸大臣の許可を受けて労働組合以外は船員労務供給事業を行うことができないこと。

四 船員職業安定審議会

(一) 政府はこの法律の施行に関する重要な事項を審議させるため、中央及び地方並びに特別地区に、船員職業安定審議会を設置すること。

右の委員は、船舶所有者を代表する者、船員を代表する者及び厚生省経営ある者の中から各々同数を選出されること。

五 罰則

(一) 船舶所有者に対し、船員の雇用又は解雇について報告すべき義務を課すること。

(二) 船員職業紹介、募集、労務供給事業を行つ者が法令及びその他行政命令に違反したときは、業務の停止、許可の取消し等を規定すること。

六 制則

(一) 罰則は、労働者の基本的人権を守るために労働者の人身を拘束する支うる事例に對しては特に嚴罰を以て臨むこと、又罰金刑も貨幣価値の底落に鑑み、その額を引上げること。

(二) 未として行う者のみを罰するばかりではなく、行為者とも罰すること。

船員職業安定法案

287

船員職業安定法案目次

第一章 説明

第二章 政府の行う船員の職業紹介、職業活用等及び職業指導、

第一節 運制

第二節 船員職業紹介

第三節 職業指導

第四節 職業指導

第三章 政府以外の者が行う船員職業紹介事業、船員の募集及び船員労務供給事業

第一節 船員職業紹介事業

第二節 船員の募集

第三節 船員労務供給事業

第四章 船員職業安定委員会

第五章 雜則

第六章 罰則

附則

船員職業安定法

第一編 總則

「法律行為」

第一条 この法律は、個人にもその能力及び資格に基づく公平且つ適切な船員の職業に就く機会を與えることを目的とし、海上企業に対する労働力の適正整備を図ることを目的とする。

「職業選択の自由」

第二条 何人も、その能力及びその資格を兎脱若しく主張書、之の复印件に別紙又はその註記による資格にて、適当な船舶における船員の職業も自由に選択することができる。

「船員登録の自由」

第二條 招船者、船舶大典の開設による招船登録人を、船舶乗組員等に之を船舶入港等に於ける場合に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船舶を使用する場合は、その者と同様に、船舶として雇用する者と自由に選択することができる。但し、労働組合法の規定によつて、船舶所有者又はその團体と労働組合との間に締結された労働協定に別段の定りある場合は、二の限りでない。

「均等待遇」

第四条 何人も、人種、国籍、信教、性別、江戸の身分、階級、從前の職業、労働組合の

組合員であることを基準として、職業紹介、職業補導等について、差別的取扱を受け、
ることがない。但し、労働組合法の規定によつて、船舶所有者又はその團体と労働組合
との間に締結された労働協約に別段の定めある場合は、この限りでない。

(一) 政府の行う業務

第五條 政府は、第一項の目的を達成するため、左の業務を行う。

- 一、海上労働力の需要供給の適正な調整を図ること及びその労働力を最も有効に發揮させ
るための労働力の配置を樹立すること。
- 二、政府以外の者が行う船員職業紹介、船員の募集又は船員労務扶助事業を船員及び公
共の利益を増進するふうに指導監督すること。
- 三、求職者に対し、迅速に、その能力に適当な船員の職業に就くことをあつせんすること
と。
- 四、求職者に対し必要がある場合には職業指導又は職業補導を行ふこと。
- 五、海上労働力の需要供給に関する情報その他の資料を集め、又はこれを周知させること
- 六、個人、團体、学校又は関係行政機関の協力を得て、公共船員職業安定所の業務の運営
の改善向上を図ること。
- 七、船員保険法の規定により先來保険金の支給を受けるべき者について職業紹介、職業
指導又は職業補導を行ひ、夫妻保険制度の健全を運用を図ること。

(二) 職業

第六條 この法律で船員とは、船員法による船員及び同法による船員でない者で三木船舶
以外の船舶に乗り組む者をいう。

この法律で船員職業紹介とは、求人及び求職の申込を受け、求人者と求職者との間に
行はる船員雇用關係の成立をあつせんすることをいう。

この法律で船員職業指導とは、船員の職業に就こうとする者に対して、その在り適當な職業
の選択及び職業に対する適應を容易にさせるために必要な指示、助言等の指導を行
うことをいう。

この法律で職業補導とは、船員の職業に就こうとする者に対し、船員の職業に就くこ
とを容易にさせるために必要な知識技能を授けることをいう。

この法律で船員の募集とは、船員を雇用しようとする者が自ら又は他人とくわしく船員と
きようとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。

この法律で船員労務扶助とは、後船契約に基づく人を船員として他人に使用させること
とをいう。

第二章 政府の行う船員の職業紹介、職業指導及び職業補導

第一節 通則

(一) 海運局長官の業務

第一條 運輸省海運局長官(以下海運局長官といふ)は、運輸大臣の指揮監督を受けて

二の法律の施行に關する事項については海運局長を指揮監督すると共に、公共船員職業安定所の指揮監督に関する基準の制定、海上企業における船員募集計画の樹立及び実施、企業対策の企画及び実施、海上労働力の需要政策の調整、職業指導及び職業紹介に關する政策の樹立などの他、この法律の施行に關し必要な事務を掌り、所屬の職員を指揮監督する。

(公共船員職業安定所)

第八条 海運局に、無料で公共に奉仕する公共船員職業安定所と置き、職業紹介、職業指導、船員採用法の規定によりその所掌に属せしめられに事項等の被この法律の目的を達成するため必要と判断を行わせる。

公文船員職業安定所の名前、位置、管轄区域、職員の定員及び他の公共船員職業安定所についての必要な事項は、命令でこれを定める。

(連絡公共船員職業安定所)

第九条 連輸大臣は、前項第一項の公共船員職業安定所のうち、連絡公共船員職業安定所を指定することができる。

連絡公共船員職業安定所は、その属する海運局の管轄区域における海上労働力の需給状況に關し公共船員職業安定所相互間の事務の連絡を掌る。

(職員たる要件)

第十條 公共船員職業安定所の業務を効果あらしめるため、公共船員職業安定所におけ

二四

て専ら二の法律を施行する業務に從事する官吏その他の職員は、連輸大臣の定める職務又は経験を有する者でなければならぬ。

(公共船員職業安定所に対する協力)

第十一條 公共船員職業安定所は、公共職業安定所の業務に關して、これに協力し得ける小なり牛は、

(求職者のための施設)

第十二條 政府は、船員職業紹介の事業を行ふにあたり必要があると認めたときは、宿泊施設、食堂、浴場その他の施設を設けるものとする。

(労働力の需給に關する調査)

第十三條 海運総局長官は、公共船員職業安定所の海上労働力の需要供給に関する調査報告に對し、雇用及び求職の状況に関する資料を集め、之の研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基りて、海上労働力の需要供給の調整を図り、以て雇用量を増大する二つに努めなければならない。

(海上企業に対する奉仕)

第十四條 海運総局長官は、船員の募集、選考、就業斡旋等に關する問題の処理に關する調査報告に對し、雇用及び求職の状況に関する資料を集め、之の研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基りて、海上労働力の需要供給の調整を図り、以て雇用量を増大する二つに努めなければならない。

(一)事務の依頼

第十五條 公共船員職業安定所長は、公共職業安定所に左の事務を依頼することができる。

- 一 公共船員職業安定所に立頭してすることとの困難な求職の申込を公共船員職業安定所に取り次ぐこと。

- 二 求職者の原元、資格等に関する二点を調査すること。

- 三 求人又は求職に関する通報を周知させること。

前項各号の事務を依頼するにあたり、公共職業安定所が当該地域及びその近接地域に當りときは、公共船員職業安定所長は、当該地域の市町村長に前項各号の事務を依頼するにかかる。

第二節 船員職業紹介

(一)申込の受理

第十九條 公共船員職業安定所は、いかなる求人又は求職の申込についてもこれを受理しないことを知らない。但し、求人若しくは求職の申込の内容が法令に違反するとき、又は

求人の申込の内容を守す賃金、労働時間その他の労働條件が通常の労働條件と比べて、

著しく不適当であると認めるときは、その申込を受理しないこととする。

公共船員職業安定所は、必要があると認めるときは、求人者に対し、その求人若しくは求職の労働條件その他の求人の條件につりて、求職者に対し、その就職先の労働條件、寮り組むべき船舶その他の求職條件について指導することとする。

(一)労働條件の明示

第十七條 求人者は、本人又は代理人にあたる、公共船員職業安定所に対する、公共船員職業安定所は、紹介の届け出、求職者に対して、その就職手続、賃金、労働時間

その他の労働條件を明示しなければならない。

(二)紹介の原則

第十八條 公共船員職業安定所は、本人又は求職者に、本人又は求職の申込の内容に適合する紹介をするように努めなければならない。

第十九條 紹介は、求人條件又は求職條件を同じくする申込の間にあつては、その受理の順序による。但し、求職者が公共船員職業安定所の紹介する適当な職に就くことを命令で定める回数にあたり拒んだときは、紹介の順序については、その最後に拒絶したときはあらたに申し込みの受理があつたものとみなす。

(三)求人又は求職の開拓

第二十條 公共船員職業安定所は、海上労働力の需要供給の状況に應じ、求人又は求職の開拓に努めなければならない。

(四)争議行為に対する不介入

第二十二條 公共船員職業安定所は、労働争議に対する中立の立場を維持するたり、開拓に努めなければならない。

前項に規定する場合の外、労働委員会が公共船員職業安定所に対する船舶において同規

職業、開出又はけい船に至る度の多い事議が発生していふこと及び求職者を無制限に紹介することによつて当該爭議の解決が妨げられるこ~~と~~を通報した場合においては、公共船員職業安定所は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない。但し、当該争議の発生前通常使用されていた船員の員数を維持するため、必要を限度まで求職者を紹介する場合は、この限りでない。

(施行規定)

第二十二条 船員の職業紹介の手続を~~き~~他政府の行う船員職業紹介に関する必要な事項は、命令でこれを定めろ。

第三節 職業指導

(職業指導の原則)

第二十三条 公共船員職業安定所は、あらたに船員の職業に就こうとする者より他船員の職業に就こうとする者に対し特別の指導を加えることを必要とするときは、職業指導を行わなければならぬ。

(巡回検査)

第二十四条 公共船員職業安定所は、必要があると認めるとときは、職業指導を受けらる者に就き、体力、知能、性格その他について船員の職業に対する適應性の検査を行うことができる。

(学校に対する協力)

三 内

第二十五条 公共船員職業安定所は、学生を卒業する者に専し学校の行う職業指導に協力をしなければならない。

(施行規定)

第二十六条 職業指導の方法その他職業指導に関する必要な事項は、命令でこれを定めろ。

第四節 職業補導

(職業補導の原則)

第二十七条 職業補導は、海上労働力の需要供給の状況に応じて必要な職業種目に依りて、これを行わなければならぬ。年少者その他特別の職業補導を加えることを必要とする者については、その者の能力に適するような補導の種目及び方法が選定されなければならない。

(職業補導の機関)

第二十八条 職業補導は、運輸大臣の指定する船員教育機関が、これを行ふ。

(公共船員職業安定所の協力)

第二十九条 公共船員職業安定所は、前條の船員教育機関の行う職業補導を受けるべき者の選考について、これに協力しなければならない。

(職業補導の種目)

第三十条 職業補導の種目、方法及び期間等は、職業補導を実行すべき者の選考について必要な事項は、運輸大臣が、これを定めろ。

(手当の支給)

第三十一条 政府は、職業補導を受ける者に對して、手当を支給することができる。

(施行規定)

第三十二条 二の節に定めらもより外、職業補導に関する必要な事項は、命令でこれを定めること。

第三章 政府以外の者が行う船員職業紹介事業、船員の募集及び船員労務供給事業

第一節 船員職業紹介事業

(船員職業紹介事業の禁止)

第三十三条 政府以外の者は、何人十第三十四条に規定する場合を除いては、船員職業紹介事業を行つてはならない。

(船員職業紹介事業の許可)

第三十四条 船舶所有者を代表する團体、船員を代表する團体、船舶所有者及び船員と代表する協同の團体又は公益を目的とする團体で左の條件を具備するものは、運輸大臣の許可を受けて、船員職業紹介事業を行うことができる。

一 当該團体が行う船員職業紹介が有時ではなく、且つ、その事業が營利と目的としないこと。

二 國庫から補助金を受けないで船員職業紹介事業を行うこと。

運輸大臣は、前項の條件に適合する許可の申請があつたときは、これに對し許可を與

えなければならぬ。(

(船員職業紹介所の所在地変更等)

第三十五条 船員職業紹介事業を行ふ者は、船員職業紹介所の所在地若しくは設備と變更し、又は船員職業紹介所を増設しようとするときは、予め運輸大臣に届け出なければならない。

(設備の改善等)

第三十六条 運輸大臣は、船員職業紹介所の設備等の他業務の運営が船員職業紹介事業の經營に關して不適當であると認めるときは、船員職業紹介事業を行ふ者に對して設備の改善その他必要な事項を勧告することができる。

(報酬受領の禁止)

第三十七条 船員職業紹介事業を行ふ者は、いかなる名義でも船員の職業紹介に対する報酬として賃金及び給料並びにこれらに準ずるもの以外の財産上の利益を受け、又は他人にこれを受けさせてはならない。

(募集の制限)

第三十八条 船員職業紹介事業を行ふ者は、いかなる名義でも船員の職業紹介に対する報酬として賃金及び給料並びにこれらに準ずるもの以外の財産上の利益を受けたときは、第六号の業務を行うことができない。但し、船員職業紹介事業を行ふ者は、運輸大臣の許可を受けたときは、第三号乃至第六号の業務を行うことができる。

一 税替

- 二 貨屋
三 酒類の販賣
四 飲食店
五 日用品の販賣
六 宿泊所

船員職業紹介事業を行う者及びその従業者は、前各号の業務を行う者と通報して、利を図ることはべきない。

第三十九條 第三十四條の規定により船員職業紹介事業を行う者は、(1)業務に關して命令はそろ有する施設の名稱中に船員職業紹介を行う者たることを示すような文字を用いてはならない。

（名称の制限）

第四十條 第三十四條の規定により船員職業紹介事業を行う者は、(2)業務に關して命令で定める帳簿書類を作成し、その事務所に備え置かなければならぬ。

（準備規定）

第四十一條 第三十四條の規定により行う船員職業紹介には、第十六條乃至第二十一條の規定を適用する。

（施行規定）

四 内

第四十二條 この節に定められたもの外、船員職業紹介事業に関する必要な事項は、命令でこれを定める。

第二節 船員の募集

（文書等による募集）

第四十三條 新聞紙、雑誌その他刊行物に掲載する廣告、文書の掲出若しくは領布又は放送により船員の募集を行おうとする者は、予め募集の内容を公共船員職業安定所長に通報しなければならない。

（文書等以外の方旅による募集）

第四十四條 前條に規定する方法以外が方法により、船員の募集を行おうとする者は、命令の定める場合を除いて、運輸大臣の許可を受けなければならない。

前項の規定により運輸大臣の許可を受けたことを要しない者は、予め募集の内容を公共船員職業安定所長に通報しなければならない。

第四十五條 船舶所有者は、その使用者以外の者たる船員の募集を行わせようとするときは、運輸大臣の許可を受けるなければならない。

船舶所有者は、前項の被用者以外の者に船員の募集について報酬を與え上うとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

第一項の規定により船員の募集を行う者は、同時に二以上の船舶所有者のため募集を行つてはならない。

(ハ募集の制限)

第四十六条 公共船員職業安定所長は、海上勞働力の需要供給を調整するため必要があるときは、第四十三條の規定による募集に關し募集地域又は募集時期について、理由を附した文書により制限を加えることができる。

第四十七条 運輸大臣は、第四十四條の規定により、募集を許可する場合は、募集人員、募集地域その他の募集方法に關し、必要な指示を與えることができる。

(報酬受領の禁止)

第四十八条 船舶所有者、船員の募集に從事する被用者及び第四十五條第一項の規定により船員の募集を行ふ者は、募集に應じた者から、いかなる名義でも財産上の利益を受け得はならない。

(報酬給與の禁止)

第四十九条 船舶所有者は、募集に從事する被用者に對し、いかなる名義でもどの募集に対する報酬として、金銭その他の財物を給與してはならない。

(再委託の禁止)

第五十条 船員の募集に從事する被用者及び第四十五條第一項の規定による船員の募集を行ふ者は、そゝ募集を他人に委託してはならない。

(雇用規定)

第五十一条 船員の募集については、第十七條及び第二十一條の規定を準用する。

四外

(施行規定)

第五十二条 こゝ節に定めるもの以外、船員の募集に關し必要と事項は、命令でこれに定める。

第三節 船員勞務供給事業

(船員勞務供給事業の禁止)

第五十三条 何人も、第五十四条に規定する場合を除いては、船員勞務供給事業を行つてはならない。

(船員勞務供給事業の許可)

第五十四条 勞働組合法による労働組合は、運輸大臣の許可を受けたときは、無限の船員勞務供給事業を行つて得る権利を有する。

(満用規定)

第五十六条 船員勞務供給事業に関する許可の申請手続及び他船員勞務供給事業に關し必要な事項は、命令でこれに定める。

第四章 船員職業安定審議会

(船員職業安定審議会)

第五十九條 二ヶ法律の施行に関する重要な事項と審議せらるたり、船員職業安定審議会を置く。

船員職業安定審議会は、中央船員職業安定審議会及び地方船員職業安定審議会とする。運輸大臣は、前項に規定する船員職業安定審議会の外、二以上之海運局の管轄区域にわたる地域又は海運局の管轄区域の一部を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会を置くことができる。

中央船員職業安定審議会及び二以上の海運局の管轄区域にわたる地域を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会は、運輸大臣の諸間に、地方船員職業安定審議会及び海運局の管轄区域と一齊に管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会は、海運局長の諸間に應じて第一項に規定する事項を調査審議する外、必要に應じ関係行政廳に建議するこしができる。

運輸大臣及び海運局長は、二ヶ法律の施行に要する重要な事項については、すべて船員職業安定審議会の意見を聞きなければならない。

船員職業安定審議会は、二の要務を行つていて資格を必要とする者は、運輸大臣又は海運局長に当該資料の提供を成らることができる。

船員職業安定審議会より委員は、船舶所有者を代表する者、船員を代表する者及び掌識経験のある者の中から、中央船員職業安定審議会及び二以上の海運局の管轄区域にわたり地域を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会より委員にあつては、運輸大臣が、

五 六

地方船員職業安定審議会及び海運局の管轄区域の一部を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会より委員にあつては、海運局長がこれを委嘱する。

船舶所有者を代表する者の中から委嘱される委員、船員を代表する者及び掌識経験のある委員及び掌識経験のある者の中から委嘱される委員の數は、各々同数でなければならぬ。

中央船員職業安定審議会は、三箇年に一回以上、地方船員職業安定審議会及び特別地区船員職業安定審議会は、一箇年に一回以上これを招集しなければならぬ。

前各項に定むる外、船員職業安定審議会につきて必要な事項は、命令にてこれを定める。

第五章 種別

一 報告の徴収

第五十八條 公共船員職業安定所長は、必要があるときは、船員の雇用又は解雇について、船舶所有者に報告を成めることができ。

一 檢査等

第五十九條 運輸大臣は、船員職業紹介事業を行ひ者、船員の募集を行ひ者若しくは船員登録検査事業を行ひ者に事業又は業務に關し、報告をさせ、若しくは帳簿書類の提出を求める。又は当該官吏はさり事務所において、業務の状況若しくは帳簿書類等の檢査を検査させることができる。

当該官吏は、前項の規定により検査するときは、口の身分を示す証票を携帶しなければならぬ。

(事業の停止又は許可の取消)

第六十條 運輸大臣は、船員職業紹介事業を行う者、船員の募集を行う者若しくは船員勞務供給事業を行ふ者が法令若しくはこれに基く運輸大臣若しくは海運局長の处分に違反し、又はさうな事業若しくは業務が公益を害する虞があると認めるときは、口の事業若しくは業務を停止し、又は許可を取り消すことができる。

前項の規定により船員職業紹介事業の許可の取消を受けた者には、再び船員職業紹介事業の許可を與えることができない。

(秘密の保守)

第六十一條 公共船員職業安定所の業務又は政府以外の者に行つ船員の職業紹介、募集若しくは船員労務供給事業に關し船員、船舶所持若しくは他の方から知り得た船員又は船舶所言者の個人的情報はすべて秘密とし、何人もこれを他人に漏らしてはならない。但し、海運局長官の指示に基いて公表する場合は、こゝ限りがない。

(職員の教育又は訓練)

第六十二條 政府は、より行つ船員の職業紹介、職業指導等の他こゝ法律の施行に関する事務に從事する職員の教育又は訓練を行うため、計畫を樹立し、必要な施設を設けなければならない。

六外

(職権の委任)

第六十三條 この法律に規定する運輸大臣の職権は、命令の定めどころにより、海運局長に委任することができる。

第六章 罰則

第六十四條 生きる年月の一に該当する者は、二十二歳以上十年以下懲役又は二十円以上三才円以下の罰金に處する。

一、暴行、脅迫、監禁その他の精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、船員の職業紹介、募集若しくは船員労務の供給を行ふた者又はこれに従事した者

二、公衆衛生又は公衆衛生上有害な業務に就かせる目的で、船員の職業紹介、募集若しくは船員労務の供給を行ふた者又はこれに従事した者

第六十五條 三の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一、第十三条の規定に違反した者

二、第十八条の規定に違反した者

三、第四十四条第一項の規定に違反した者

四、第四十五条第一項の規定に違反した者

五、第五十三条の規定に違反した者

第六十六條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰

案に外する。

一 第三十七條の規定に違反した者

二 第四十五條第一項又は同條第三項の規定に違反した者

三 第四十六條の規定による制限又は第四十七條の規定による指示に従わなかった者

四 第四十八條の規定に違反した者

五 第四十九條の規定に違反した者

六 第五十條の規定に違反した者

七 虛偽の廣告、文書の掲出若しくは領布若しくは放送により、又は虚偽の労働條件を

呈示して船員の職業紹介、募集若しくは船員勞務の供給を行った者又はこれに從事した者

八 勞働條件が法令に違反する船舶その他の事業場の業務に就かせたりに、船員の職業紹介、募集若しくは船員勞務の供給を行った者又はこれに從事した者

第六十七條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第四十條の帳簿書類を作成せず、若しくは備え置かなかつた者又は虚偽の帳簿書類を作成した者

二 第五十八條の規定による公共船員職業安定所の求があつた場合において故意に報告をせず又は虚偽の報告をした者

三 第五十九條第一項の規定に違反して、故意に報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、

六 内

帳簿書類の提出をせず、者しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十八條 左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の過料に処する。

一 第三十五条の規定に違反した者

二 第三十九條の規定に違反した者

三 第四十三條の規定に違反した者

四 第四十四條第二項の規定に違反した者

第六十九條 この法律の違反行為をした者が、法人又は人の事業又は業務について、当該法人又は人のために行為をした代理人又は被用者である場合においては、当該法人の代表者は人が普通の注意と拂えず、その違反行為を知らざることができるべきときは、行為者を罰する外、その表人の代表者又は人に対しても各本條の罰金刑を科す。

法への代表者又は人が違反の計画を知り、もと防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、当該法人の代表者又は人を行為者としてこれを罰する。

附 则

この法律施行の期日は、より公布の日から百二十日を超えない期間において、政令でこれを定める。

船員職業紹介法は、これを廃止する。

この法律施行の際度に運輸大臣より許可を受けて、船員職業紹介事業を行う者は、この法律施行後三箇月を限り、引き続きその事業を行うことができる。

船員保険法の一節を次りように改正する。

「船員職業紹介所」を「公共船員職業安定所」に改める。

職業安定法の一節を次りのように改正する。

第六十二條中「船員法第一條」を「船員職業安定法第六條第一項」に改める。

理由

日本國憲法第二十二條に定める職業選択の自由の趣旨その他日本國憲法の精神及び海員に対する職業紹介所設置に関する條約の趣旨に鑑みて、船員職業紹介事業その他船員の職業安定を図る事業の刷新整備を図るため、あらたに船員職業安定法を制定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和廿九年五月廿五日

本船保険組合の解散に関する法律〔案〕

第一條 本船保険組合（以下組合といふ）は、これを解散する。

第二條 組合の清算は、破産の場合を除く外、運輸大臣の監督による。

第三條 組合の清算については、理事長及び理事が清算人となる。

2 前項の規定により清算人となる者がないとき又は清算人が欠けたときは、運輸大臣が清算人を選任する。

3 運輸大臣は、必要があると認めるときは、清算人を解任することができる。

第四條 清算人は、清算及び財産の方法について、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

2 運輸大臣は、必要があると認めるときは、清算人に付し、清算及び財産の方法について、監督上必要な事項を命ずることができる。

第五條 組合と組合員との保険関係で、この法律施行の日までに保険期間が満了してないものは、同日をもつて保険期間が満了したものとみなす。

2 前項の場合においては、組合は、政令の定めるところにより、保険料を組合員に返還しなければならない。

第六條 清算人は、就職後遅なく、組合財産の現況を調査し、財産目録、貸借行戻及び損益計算書を作り、これを運輸大臣に提出してその承認を求めるなければならない。

第七條 清算人は、第十四條の規定により準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十九條第一項に規定する債権申出の期間内は、債務者に対して弁済をすることができる。

2 運輸大臣は、必要があると認めるときは、期間を限り前項の債権をすることができない期間を延長することができる。

第八條 組合は、第九條の規定による補助金を受けてもなお欠損を生ずる場合は、その欠損の額を限度として政令の定めるところにより、保険金の額を削減してその責を免れることができる。

一 條 政府は、左の事によつて生じた損失については、予算の範囲内

で、組合に付して補助金を交付することができる。

一 (損害保険中央会法第二十四條(昭和二十一年法律第十二号)) の規定

による再保険關係の存在していない保険關係にもとづく保険金の支拂

二 組合の清算に関して必要な経費の支拂

第十條 運輸大臣は、組合の清算の監督上必要があると認めるときは、清算人から清算事務若しくは財産の状況に関する報告を徴し、又は当該官吏に組合の事務所、事業場その他の場所に臨み、清算事務若しくは財産の状況を検査させることができる。

2 運輸大臣は、前項の規定により当該官吏に検査させることは、その身分を示す~~旅~~票を携帶させなければならない。

第十一條 清算事務が終つたときは、清算人は、~~半~~滞なく、決算報告書を作り、これを運輸大臣に提出してその承認を求めるなければならない。

第十二條 ~~組合は~~ 政令の定めるところにより、解散及び清算について必要な登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、その登記の後でな
けんばれをもつて第三者に对抗することができない。

第十三條 ~~組合~~が前條の規定によりなす登記については、登録税を課さない。

第十四條 民法第七十三条及び第七十八条から第八十一條までの規定は、組合の清算にこれを準用する。

第十五条 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に~~付~~する。

一 第四條第二項の規定による命令に違反した者

二 第七條第一項の規定に違反した者

三 第十條第一項の規定による報告をせず若しくは虚偽の報告をし又は検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

第十六條 清算人が第十二條第一項の規定による登記をすることを怠り又は不~~文~~の登記をしたときは、これを千円以下の過料に~~付~~する。

附 則

この法律施行の期日は、公布の日から三十日を経ない期間内において
政令で、これを定める。

理由

本船保険組合は、事業の繼續が不可能となつたためそれを解散する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

昭和23年度一般会計予算大綱
審議案(5.24)に対する調整案

工 募入の額(G.H.Q 金)

(1) 貿易資金繰入の減	5,000 百万円
(2) 糖蜜輸入による酒税の減	2,000
(3) 車賣益金の減	5,000
(4) 運航収益の減	4,436
(5) 寄賣益金の減	2,800
計	19,236

II 税金の増加要於

(1) 鉄道の赤字の増	3,600
(2) 地方分担税の増	5,000
計	8,600

III 合計額

合計額 27,236
金上に付する補填対策

(1) 稲の増收(G.H.Q 金に対する復活) 3,600

(2) 寄賣益金の増加(G.H.Q 金に対する復活) 2,800	
(3) 寄賣益子供金の増加(G.H.Q 金に対する復活) 5,000	
(4) 運送宿泊料の増加(G.H.Q 金)	
(5) 飲食費の増加(G.H.Q 金)	
(6) 飲食旅費の増加(G.H.Q 金)	
(7) 新納税額の修正による施設費の増	
(8) 港税の増加	
(9) 行政整理費に対する施設費の増	
計	27,680

